

**第 33 回  
専門看護師(CNS)認定審査**

**『認定の手引き』**

**<日程>**

**申請期間:**

**2023年6月14日(水)10:00~6月28日(水)15:00**

**書類提出(オンライン):**

**2023年6月14日(水)10:00~6月28日(水)15:00**

**書類提出(郵送)**

**2023年6月14日(水)~7月6日(木)消印有効**

**2023年4月27日  
公益社団法人 日本看護協会**

# 【目次】

<b>1</b>	<b>第 33 回専門看護師(CNS)認定審査 実施概要</b>	<b>1</b>
1-1	認定審査について	1
1-2	審査方法の変更について	1
1-3	2023 年専門看護師認定審査の概要	2
<b>2</b>	<b>受験資格</b>	<b>3</b>
2-1	受験資格について	3
<b>3</b>	<b>申請手続きについて</b>	<b>5</b>
3-1	申請の手順	5
3-2	オンラインでの提出物一覧	6
3-3	郵送での提出物一覧	6
<b>4</b>	<b>個人情報編集・審査申請・履歴書等の提出(オンライン)</b>	<b>7</b>
4-1	審査期間・審査書類(オンライン)提出期間	7
4-2	事前準備	7
4-3	『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセスと個人情報登録・編集	8
4-4	審査書類(オンライン)一覧	15
4-5	審査申請	17
4-6	履歴書等の提出(オンライン)	18
4-7	審査料の振込	24
4-8	申請の取下げについて	24
<b>5</b>	<b>審査書類の提出(郵送)</b>	<b>25</b>
5-1	審査書類提出期間	25
5-2	審査書類様式の入手	25
5-3	審査書類の作成上の注意	25
5-4	審査書類の作成	26
5-5	審査書類の提出	29
<b>6</b>	<b>書類審査合否の結果と 受験票の印刷</b>	<b>31</b>
6-1	書類審査合否の結果報告(オンライン)	31
6-2	受験票の印刷と「本人署名欄」への署名	31
6-3	受験準備	32

<b>7</b>	<b>筆記試験</b>	<b>34</b>
7-1	日時	34
7-2	試験会場	34
7-3	方法	34
7-4	出題範囲	34
7-5	当日の持参物	35
7-6	受験の注意事項	36
7-7	合格基準	36
<b>8</b>	<b>審査合否の確認と認定料の振込</b>	<b>37</b>
8-1	審査合否の確認	37
8-2	認定料の振込	40
<b>9</b>	<b>登録内容の確認と情報公開の設定</b>	<b>41</b>
9-1	登録内容の確認と情報公開の設定	41
<b>10</b>	<b>認定証等の受領</b>	<b>44</b>
10-1	認定証の受領について	44
<b>11</b>	<b>その他の事項</b>	<b>45</b>
11-1	審査に関する情報開示	45
11-2	個人情報保護方針	46
11-3	問合せ先	46
	<b>(別添 1) 専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて</b>	<b>47</b>
	<b>(別添 2) 専門看護分野における実務研修内容</b>	<b>48</b>
	<b>(別添 3) 再受験区分について</b>	<b>49</b>
	1. 再受験について	49
	2. 再受験区分及び必要な提出物・審査料について	49
	<b>(別添 4) 参考図書</b>	<b>51</b>
	1. 総合	51
	2. コンサルテーション	51
	3. 倫理調整	53
	<b>(参考資料) 公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程及び細則</b>	<b>57</b>



# 1 第33回専門看護師(CNS)認定審査 実施概要

## 1-1 認定審査について

### 1) 目的

各専門看護分野において卓越した看護実践能力を持ち、6つの役割(実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究)を果たすことができる能力を有しているかを確認する。

### 2) 審査の位置づけ

- (1) 書類審査: 専門看護師(CNS)の受験資格を有しているかを審査する。
- (2) 筆記試験: 専門看護師(CNS)として必要な6つの役割を果たすことができる能力について審査し、合否を判定する。

## 1-2 審査方法の変更について

### 1) 専門看護師教育課程の38単位移行に伴う審査方法の変更について

日本看護系大学協議会による「専門看護師教育課程の審査」は、2020年度までに26単位の専門看護師教育課程基準(以下、旧基準)から38単位の専門看護師教育課程基準(以下、新基準)に移行しました。それに伴い、教育要件に関する「専門看護師認定審査の申請方法」は以下の通り変更します。

- 2020年度に26単位の教育終了後3年間を移行期間とし、2023年度までは26単位で申請可能です。追加履修は必要ありません。38単位修了者についても旧基準により教育要件の審査を行います。
- 2024年度からは38単位のみ申請可能です。

※26単位・38単位のどちらで専門看護師の資格を取得した場合でも同一の資格です。

旧基準	新基準
2023 年度まで (移行期間)	2024 年度以降
26 単位並びに 38 単位で申請可	38 単位のみ申請可
※26 単位修了者で専門看護師認定審査の筆記試験が不合格になった者は、次年度以降に認定審査の申請をする場合は、不足分の 12 単位の追加履修が必要です。	※26 単位修了者は、コース外修了者となります。専門看護師認定審査の申請には 38 単位が必要です。不足分の 12 単位の追加履修をし、単位を取得した上で申請してください。

### 1-3 2023年専門看護師認定審査の概要

日程	申請者	参照ページ
6月14日(水)10:00～ 6月28日(水)15:00	個人情報の登録内容の編集 審査申請 審査料の振込	P.7-24
	履歴書、履修単位自己申告書の提出(オンライン)	P.15、18-23
6月14日(水)～ 7月6日(木)消印有効	審査書類の提出(郵送)	P.25-30
7月3日(月)11:00～ 10月4日(水)	過去問題と「受験者の課題」のダウンロード及び閲覧  ※どのような問題が出題され、どのような課題が指摘されていたのか必ず確認してください。あわせて32ページをご確認いただき、受験準備をすすめてください。	P.32、45
9月5日(火)11:00～ 10月4日(水)	書類審査可否の確認 受験票の印刷(直筆署名)	P.31
10月4日(水)	筆記試験	P.34-36
12月18日(月)14:00 (予定)	筆記試験可否の確認 認定料の振込	P.37-40
2024年1月(予定)	氏名・施設名の公開/非公開の登録	P.41-43
2024年2月下旬以降	認定証の受領	P.44

#### <審査申請の受理について>

- ・ 日本看護協会は、審査申請と審査料の振込の確認をもって、申請を受理する。
- ・ 期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取下げたものと見なす。

#### <書類審査と筆記試験について>

- ・ 日本看護協会は、申請受理後、各提出物(P.6 参照)に基づく書類審査を開始する。
- ・ 書類審査の合格者に対し、筆記試験を実施する。

## 2 受験資格

### 2-1 受験資格について

専門看護師(CNS)認定を申請する者(以下、「受験者」という)は、**2023年6月申請時点において**、次の「A. 免許要件」、「B. 教育要件」、「C. 実務研修要件」に定める項目をすべて満たしていなければならない。

※受験資格を有していることが確認できない場合、書類審査不合格となり筆記試験を受験することはできません。

#### A. 免許要件

日本国の看護師免許を有すること。

#### B. 教育要件

所定の教育を修了していること(以下の条件のいずれかを満たす者であること)

コース内	イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。	本会公式ホームページの「専門看護師教育課程一覧(参考資料)」に記載のある大学院修士課程を修了し、「CNS 共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間内に所定の単位を取得している。
コース外	ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者  ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者	上記に該当しない場合はコース外となる。  例： ・各専門看護師教育課程の「CNS 共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間外に取得した単位がある。 ・専門看護師教育課程として認定される以前に教育課程で取得した科目・単位が一部ある。

※コース外に該当する科目については、教科目毎に日本看護系大学協議会の分野別の審査基準と照合し、基準を満たすか審査を行います。コース外の提出書類の詳細は(P.27)参照にて確認して下さい。

※日本看護系大学協議会により認定された専門看護師教育課程に相当する科目・単位を取得したと認められれば、教育要件を満たすと判断されます。

C. 実務研修要件 専門看護師として必要な実務研修をしていること 以下の C-1)、C-2)、C-3)のすべてを満たしていること。		
C-1)	看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。	
C-2)	専門看護分野において(1)～(6)の実務研修をしていること	
	(1)実践	個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する
	(2)相談	看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う
	(3)調整	必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う
	(4)倫理調整	個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る
	(5)教育	看護者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす
	(6)研究	専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う
C-3)	現在、常勤、非常勤を問わず看護実践を行っていることが望ましい。	

※ 専門看護分野の実務研修のフィールドについては、P.47（別添1）「専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて」を参照してください。

※ C-2)の (1)～(6)については、システムの履歴書「実務研修内容」に具体的に(誰に対して何を実施したのか)入力してください。

※ C-3)について、勤務形態は常勤、非常勤を問いません。ただし、非常勤の場合、「実質勤務時間150時間」を「1カ月」相当として換算し、C-1)の実務研修時間(通算)を満たしていることが必要です。

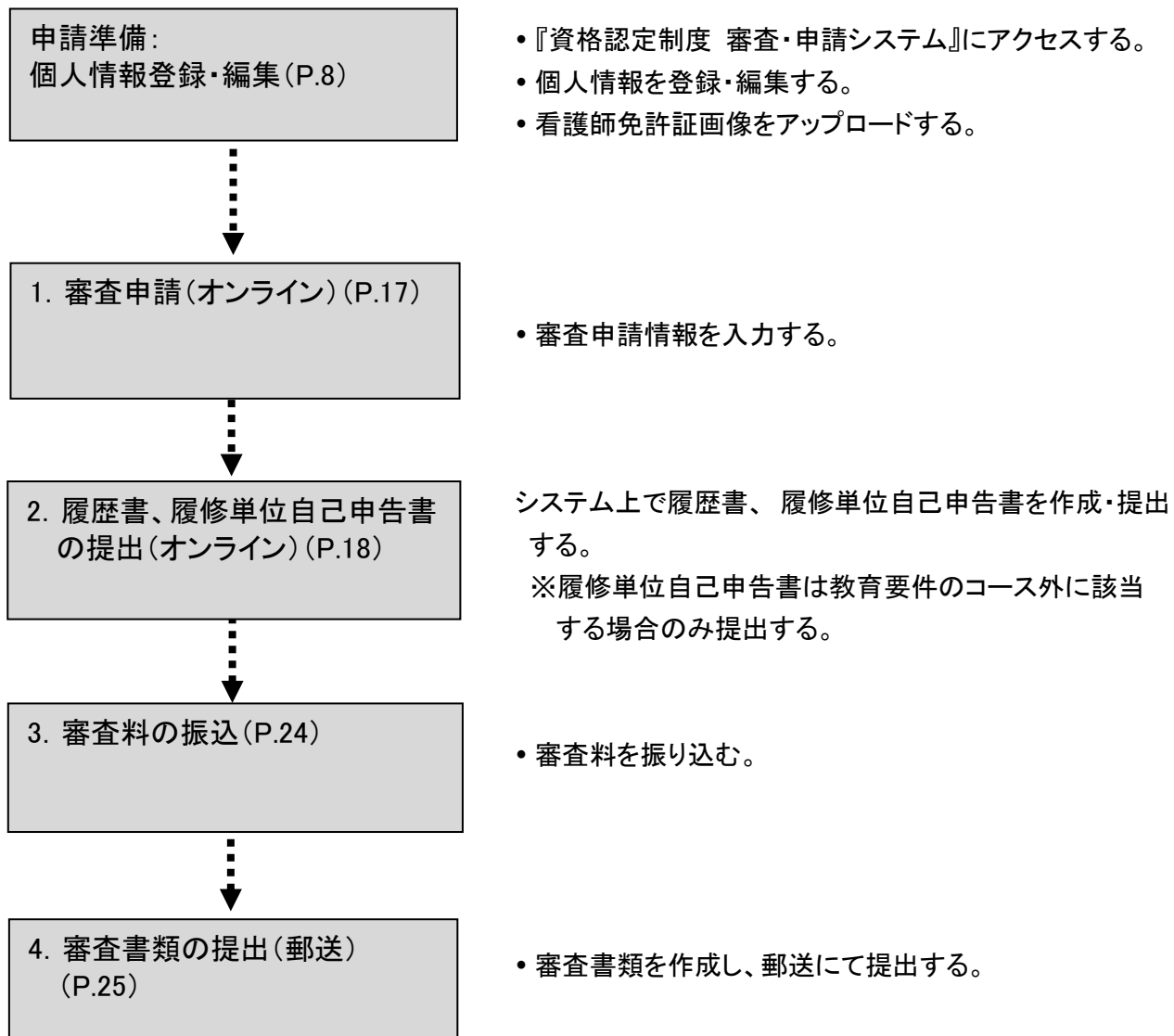
※ 大学・大学院(専門看護師教育課程含む)等における教員としての勤務期間は、実務研修期間として認めません。

※ 上記の要件を満たしていれば、外国における実務研修も同等に扱います。



## 3 申請手続きについて

### 3-1 申請の手順



### 3-2 オンラインでの提出物一覧

『資格認定制度 審査・申請システム』上での作成・提出が必要な審査情報は以下のとおり。

○: 提出  
△: 教育要件のコース外に該当する場合のみ提出

提出物	参照ページ	新規受験者	受験資格審査合格者	再受験区分			
				①	②	③	④
看護師免許証(カラー)	P.7、11	○	過去の審査でアップロード済みの場合は不要				
履歴書	P.15、18-20	○	○	○	○	-	-
履修単位自己申告書	P.16、21-23	△	-	△	-	-	-

※再受験とは、過去に専門看護師(CNS)認定審査の申請をしたことがある受験者が、同じ分野で再度申請することをいう。詳細はP.49-50を確認のこと。

### 3-3 郵送での提出物一覧

○: 提出  
△: 教育要件のコース外に該当する場合のみ提出  
◇: 該当者のみ提出

書類番号	指定様式	提出物	新規受験者	受験資格審査合格者	再受験区分
					①
SC-0-1	有	認定審査 審査書類 確認用紙(新規受験者用)	○	-	-
SC-0-2	有	認定審査 審査書類 確認用紙(再受験者区分①、②・過去の受験資格審査合格者用)	-	○	○
SR-1	(システム出力)	履修単位自己申告書(『資格認定制度 審査・申請システム』で作成し、出力したもの)	△	-	△
SC-1	無	修士課程の修了証書の写し	○	-	○
SC-2	有	専門看護師教育課程基準単位取得証明書(コース内)	○	-	○
	無	修士課程の履修単位証明書または成績証明書等(コース外)	△	-	△
SC-3-1a	無	教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し	△	-	△
SC-3-1b	無	教育プログラムに関する添付資料	△	-	△
SC-3-1c	無	実習要項及び実習記録	△	-	△
SC-4-1	有	勤務証明書	○	○	○
SC-4-2	有	非常勤勤務証明書	◇	◇	◇
SC-5	無	改姓に関する証明	◇	◇	◇

※詳細はP.26-28、郵送先はP.29-30を参照してください。

※再受験区分②のうち該当者は勤務証明書を郵送で提出してください。

※再受験区分③、④の方は郵送で提出する申請書類はありません。

## 4 個人情報編集・審査申請・履歴書等の提出(オンライン)

### 4-1 審査期間・審査書類(オンライン)提出期間

2023年6月14日(水)10:00 ~ 6月28日(水)15:00

※期限を過ぎての審査申請及び履歴書等審査情報の提出は受け付けません。  
 ※審査申請を期間内に行っても、履歴書等の提出が完了しない場合、不合格となります。

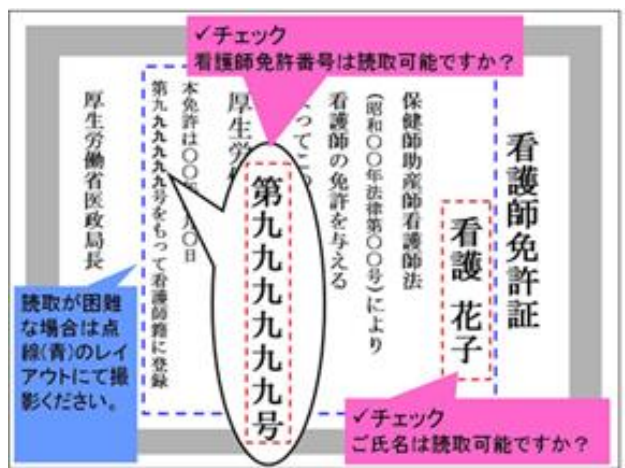
### 4-2 事前準備

#### ●看護師免許証の画像について●

- ・申請時には、アップロードする必要がある。
- ・申請前に、看護師免許証の原本の画像データ(カラー)をデジタルカメラ・携帯端末等で撮影する。
- ・ファイルの形式は、JPG・JPEG・GIF・PNGとする。

以下について明確な画像データ

※看護師免許証は氏名・免許番号が読み取れる画像データであること。白黒の画像は不可とする。



資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 アクセスと個人情報登録・編集

4-3 『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセスと個人情報登録・編集

- 1) 申請期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

※上記システムは、以下の環境で動作確認を行っています。

【PC】 Microsoft Edge: 108.0.1462.76

Google Chrome: 109.0.5414.75

【スマートフォン】 iPhone Safari: 604.1

Android Google Chrome: 108.0.5359.128

<資格認定制度 審査・申請システム>

2) ログインする。

～初めてアカウントを作成される方～

[初めての方はこちら⇒(看護師免許番号)]の欄に看護師免許番号を入力する。

⇒ [ユーザー登録画面へ](#) をクリックする。

※看護師免許番号はユーザーIDとして登録されるため、免許証原本をご確認の上、正確に入力をお願いします。

The screenshot shows the login page for the Japanese Nursing Association's qualification recognition system. At the top, there is the association's logo and the slogan "生きるを、ともに、つくる。" (Living together, creating together). Below the logo, it says "公益社団法人 日本看護協会" (Public Interest Incorporated Association of Japanese Nurses). The main heading is "専門看護師・認定看護師・認定看護管理者 資格認定制度 審査申請システム" (Specialized Nurse, Certified Nurse, Certified Nurse Manager Qualification Recognition System Review Application System). A blue banner across the middle says "中略" (Omitted). Below the banner, there is a section titled "初めての方はこちら" (For first-time users, click here). Underneath, there is a label "看護師免許番号" (Nurse License Number) and a text input field containing the example "例) 12345678". At the bottom of this section is a blue button labeled "ユーザー登録画面へ" (Go to User Registration Screen).

3) 個人情報の登録・編集及び看護師免許証画像のアップロードをする。

※初めてアカウントを作成する場合は、アカウント作成後に自動的に個人情報の登録及び看護師免許証画像の登録画面が開きます。

※既にアカウント登録のある方は、ログイン後、メインメニューの「個人情報編集」画面を開き、氏名、住所、メールアドレス、所属先等に変更があれば編集してください。

(1) 基本情報を登録する

## 個人情報編集

入力      確認      完了

### 基本情報

看護師免許番号 **必須**

---

氏名(漢字) **必須**      姓       名

---

氏名(カナ) **必須**      セイ       メイ

---

性別 **必須**       男性       女性

---

生年月日 **必須**       年       月       日

---

最終学歴 **必須**

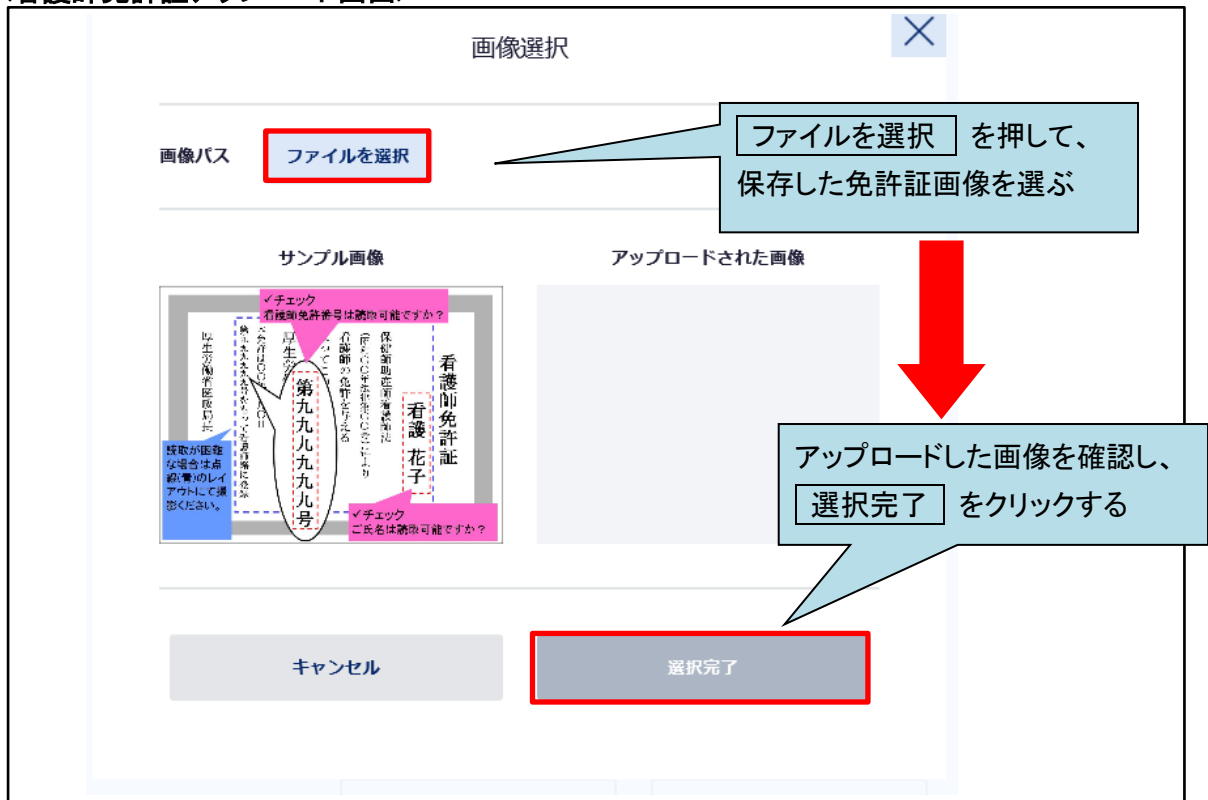
[↑](#)  
トップへ戻る

(2) 看護師免許証画像をアップロードする。(看護師免許証画像に関する注意事項はP.7参照)

※ただし、過去の審査でアップロード済みの場合は不要です。



＜看護師免許証アップロード画面＞



(3) 所属先情報を登録する

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。

※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力はできません。

所属先情報

就業状況 **必須**  就業中  離職中

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。  
 ※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力/変更はできません。

施設名選択

法人名

施設名

郵便番号 〒

都道府県

市区町村

番地

マンション・ビル名

部署名

職位

常勤・非常勤

診療報酬算定に係る施設基準の届出状況

郵便物送付先 **必須**  自宅  職場

就業中の場合、プルダウンから都道府県名を選び、検索ボタンをクリックしてください。次画面にて、所属先施設名もしくは「該当なし」をクリックします。該当なしの場合、再度、「所属先情報」の画面に戻るので、法人名以下を入力してください。

住所は全角で入力してください。



4) 個人情報保護方針及び登録情報の確認

(1) 「日本看護協会個人情報保護方針は[こちら](#)」をクリックし、内容を確認する。

→同意の場合、[個人情報保護方針を理解し承諾する]の口にチェックをつける。

(2) [確認画面へ](#)をクリックし、個人情報確認画面にて情報を確認する。

→内容が正しければ[登録する](#)をクリックする。

入力した内容に不足等があれば、[入力画面へ戻る](#)で編集画面に戻り修正する。

※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできません。

エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録してください。

※個人情報を編集登録しただけでは審査申請は行われません。引き続き審査申請および履歴書の提出手続きを行ってください。

※個人情報は上記登録完了後も編集が可能です。登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付することがありますので、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新してください。

※申請時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所地(47都道府県)の会場で受験となります。

※なお、認定審査に合格した場合は、2023年12月21日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている氏名(当画面に表示されている字形)で認定証を交付し、同日時点で登録されている住所に送付します。予めご了承ください。(詳細はP.44参照)

～既にアカウント登録されている方～

下記①～③の該当者はアカウント登録済みです。

- ①再受験者
- ②今回申請するものとは別の認定資格をすでに有する者
- ③過去に別の資格や分野について審査申請したことのある者

生きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 日本看護協会

専門看護師・認定看護師・認定看護管理者  
資格認定制度 審査申請システム

ログイン

ユーザID  
例) 12345678

パスワード

ログイン

[パスワードがわからない方はこちら](#)

ユーザーID(看護師免許番号)と過去に自身が設定したパスワードを入力し、**ログイン**を押す。

パスワードが不明な場合は、[パスワードがわからない方はこちら](#) よりパスワードの再設定手続きを行ってください。

専門看護師・認定看護師・認定看護管理者  
資格認定制度 審査申請システム

日本看護協会

氏名・住所・メールアドレス・所属先等に変更がある場合、  
こちらから編集を行ってください。

✖ 個人情報編集

📁 申請メニュー  
認定看護師、認定看護管理者、及び専門看護師の各種申請が行えます。

📄 申請状況一覧  
各種申請状況の照会とオンライン書類の登録・提出ができます。

☰ 認定資格一覧  
保有する認定資格の確認、及び公開許諾の更新が行えます。

#### 4-4 審査書類(オンライン)一覧

書類名	記載内容・注意事項	参照ページ												
履歴書 (学歴)  (職歴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点の情報について入力する。</li> <li>・高校卒業を含めず、それ以降の学歴を明記する。</li> <li>・学校名・学科名は正式名称を入力する。</li> <li>・入学年月、修了年月を入力する。</li> <li>・備考には、専門看護師教育課程一覧(参考資料)にある教育課程の「番号」を半角で入力する。</li> <li>・「分野区分」はプルダウンから、該当看護分野、該当看護分野以外、その他 を選択し、看護師免許取得後のすべての看護実務(教育職を含む)を施設先・部署・職位が変わるごとに入力する。</li> <li>・所属先の名称は、正式名称を入力する。</li> <li>・職歴は期間(年月)を重複して入力することはできない。</li> <li>・連続で6カ月以上の研修、進学、休職、教育職、看護実務のない企業等の在職期間については、分野区分は「その他」を選択する。</li> <li>・大学・大学院等の教員としての勤務期間は、実務研修期間としては認められないため「分野区分」は「その他」、「内容」は「教育職」を選択する。</li> <li>・部署は、別添1の「専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて」を参照してください。3東や5Eなどの病棟名ではなく、消化器内科、脳外科等の診療名及び対象者や看護ケアの特徴を具体的に入力する。</li> </ul>	P.19												
実務研修 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者自身が行った実務研修内容を入力する。項目別に当該看護分野で実施したこと(誰に対して何を実施したのか)を具体的に入力する。</li> <li>長文ではなく、簡潔にまとめる。(各項目10字以上200字以内)</li> </ul> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="395 1400 1348 2027"> <tbody> <tr> <td>実践</td> <td>大腸がん患者及び家族に対する告知後の看護</td> </tr> <tr> <td>相談</td> <td>ケアを拒む患者の看護について担当看護師に対してコンサルテーションを実施</td> </tr> <tr> <td>調整</td> <td>地域の医師、看護師とチームを形成し、終末期がん患者の在宅支援を調整</td> </tr> <tr> <td>倫理調整</td> <td>認知機能が低下した高齢者に対して治療選択に関する倫理調整を実施</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>地域連携をテーマとし、他施設の看護者に対して勉強会を実施</td> </tr> <tr> <td>研究</td> <td>〇〇学術集会等で発表した専門分野に関する研究発表、特別講演や基調講演等演者、シンポジスト等 ※修士課程で取り組んだ研究(修士論文等)のタイトルのみ の記載でもよい</td> </tr> </tbody> </table>	実践	大腸がん患者及び家族に対する告知後の看護	相談	ケアを拒む患者の看護について担当看護師に対してコンサルテーションを実施	調整	地域の医師、看護師とチームを形成し、終末期がん患者の在宅支援を調整	倫理調整	認知機能が低下した高齢者に対して治療選択に関する倫理調整を実施	教育	地域連携をテーマとし、他施設の看護者に対して勉強会を実施	研究	〇〇学術集会等で発表した専門分野に関する研究発表、特別講演や基調講演等演者、シンポジスト等 ※修士課程で取り組んだ研究(修士論文等)のタイトルのみ の記載でもよい	P.20
実践	大腸がん患者及び家族に対する告知後の看護													
相談	ケアを拒む患者の看護について担当看護師に対してコンサルテーションを実施													
調整	地域の医師、看護師とチームを形成し、終末期がん患者の在宅支援を調整													
倫理調整	認知機能が低下した高齢者に対して治療選択に関する倫理調整を実施													
教育	地域連携をテーマとし、他施設の看護者に対して勉強会を実施													
研究	〇〇学術集会等で発表した専門分野に関する研究発表、特別講演や基調講演等演者、シンポジスト等 ※修士課程で取り組んだ研究(修士論文等)のタイトルのみ の記載でもよい													

書類名	記載内容・注意事項	参照 ページ
履修単位 自己申告 書 (コース外 のみ提出)	<p>「履修単位自己申告書」は、SC-2 の「履修単位証明書等」で申告した単位のうち、専門看護師教育課程に相当する単位が26単位または38単位以上あることを確認するために作成するものです。</p> <p>コース外の場合のみ、履修単位を申告してください。</p> <p>本会公式 HP 掲載の「専門看護師教育課程(参考資料)」を参照し、ご自身が取得した科目・単位が教育要件のコース内・コース外のどちらに該当するか事前に確認してください。</p> <p>教育課程での取得単位数と日本看護系大学協議会で認められた単位数(申請単位数)が異なる場合があります。申請単位数が 26 単位または 38 単位以上あることを事前に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コースは「コース外」をプルダウンから選択する。</li> <li>・科目名は、自身が修了した教育機関の科目を入力する。履修単位証明書または成績証明書等に記載の科目名と同一にする。</li> <li>・取得した単位と取得年度を入力する。</li> <li>・日本看護系大学協議会 CNS 課程基準の科目に相当する科目をプルダウンで選択し、申請する単位数を入力する。</li> <li>・申請単位の合計を確認する。</li> </ul>	P.21

<審査書類(オンライン)入力上の注意事項>

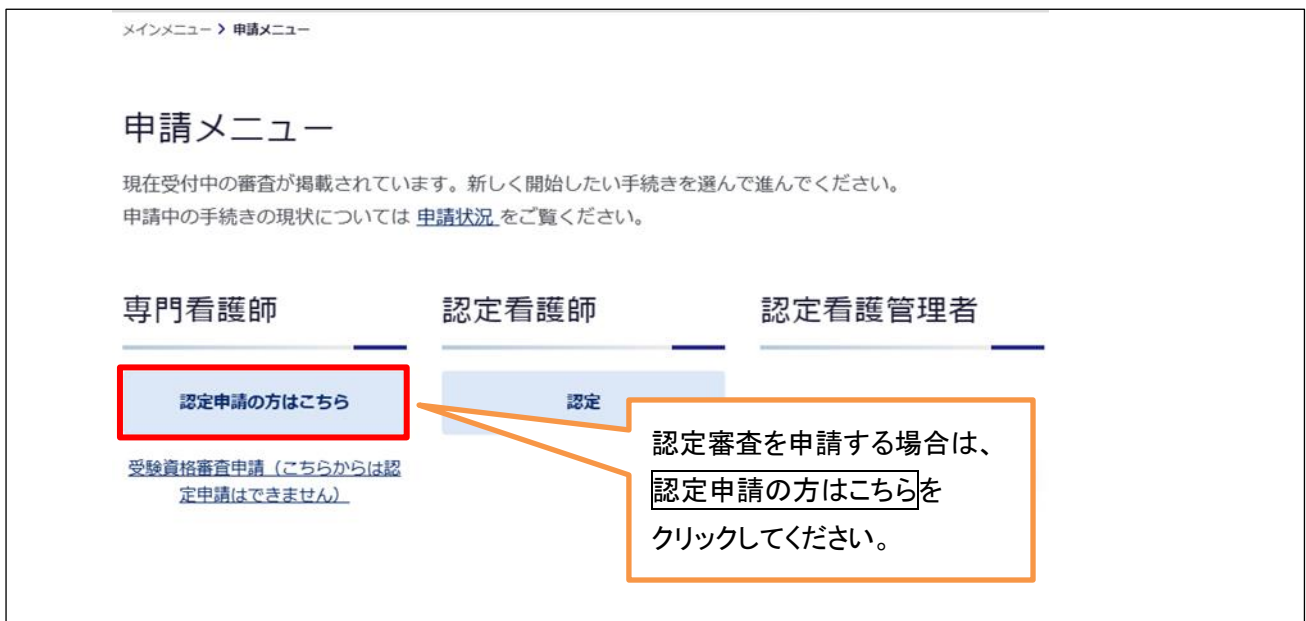
- ・60 分間  が押されないとタイムアウトするので、適宜保存をしてください。
- ・入力に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されます。(文字色:赤色)  
エラーメッセージをご確認の上、再入力をしてください。エラーメッセージが表示された場合、更新及び提出処理は行われません。
- ・ を押すまでは、追加・修正が可能です。 を押した後は内容の再編集ができないため、十分に確認のうえ、提出してください。
- ・一度提出した審査書類は、再編集、再提出することはできませんので、ご注意ください。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 審査申請

4-5 審査申請

- 1) 「資格認定制度 審査・申請システム」に、ログインする。
- 2) メインメニューから、申請メニュー画面をひらく。
- 3) 申請メニュー画面から、**専門看護師**の 認定申請の方はこちら をクリックする。

申請メニュー画面



※認定審査と受験資格審査は異なります。

認定審査を申請する方は、受験資格審査申請をクリックしないでください。

認定審査の申請ができなくなりますので、注意してください。

## 資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 履歴書・履修単位自己申告書の提出

### 4-6 履歴書等の提出(オンライン)

#### 申請状況一覧画面

##### 申請状況一覧

認定資格名をクリックすると、詳細画面に遷移します。  
オンライン申請書類の作成/編集、受験票の印刷など、各種操作は詳細画面より行ってください。

##### 現在の申請状況

2021年度 申請区分：認定  
**専門看護師** [ ]

申請ID	オンライン申請書類	未提出書類あり
	審査合否	未確定

**専門看護師**をクリックする。  
下記の申請情報詳細画面が開く。

#### 申請状況詳細画面

##### 申請状況詳細

2021年度 申請区分：認定  
**専門看護師**[ ]  
 申請ID： 再受験区分：- **書類送付表出力**

##### オンライン申請書類

履歴書	未提出	<b>確認・編集</b> ①
履修単位自己申告書	未提出	<b>確認・編集</b> ②

①、②の **確認・編集** をクリックすると、各審査書類の編集画面が開きます。

※編集画面はポップアップウィンドウで表示されます。

履歴書編集画面

履歴書編集

入力 確認 完了

申請ID			
申請年度	2021	申請区分	認定
資格区分	専門看護師	分野	

①

- ・記入すべき内容については手引きを参照してください。
- ・非常勤の場合、期間(月数)には実際の勤務時間に基づき、月数に換算した値を入力してください。
- ・専門看護師の認定申請の場合、「実務研修内容」に個人を特定できるような記述をすることは避けてください。
- ・認定申請の場合、看護実務研修期間が規定に達していないと、「確認画面へ」は有効になりません。

②

履歴書

※学歴は、修了見込みも記載してください。  
 ※専門看護分野の実務研修内容がわかるよう記述してください。(詳細はこちら)

行を追加 ③

④

学歴/職歴	学歴		
入学年月	年 月	修了年月	年 月
期間(月数)	0か月		
教育機関名	例) ○△大学大学院▽▽科		
備考			
<span>削除する</span>			
学歴/職歴	職歴(常勤)	分野区分	当該看護分野
開始年月	年 月	終了年月	年 月
期間(月数)	0か月		所属施設名
部署	例) 消化器内科病棟	職位	例) 主任

以下、実務研修内容、看護実務研修期間の確認に続きます。

<履歴書編集画面の入力方法>

- ① 申請情報を確認する。
- ② 入力上の注意を確認する。
- ③ 行を追加 をクリックし、履歴書の入力行を表示させる。
- ④ 「学歴」、「職歴」を選択し入力する。

職歴は、「分野区分」はプルダウンから 当該看護分野、当該看護分野以外、その他 を選択し、看護師免許取得後のすべての看護実務(教育職を含む)を施設先・部署・職位が変わるごとに入力する

次頁へ続く

## 履歴書編集画面

(前頁画面の続き)

### 実務研修内容

実践 <small>必須</small>	<input style="width: 90%;" type="text"/>
相談 <small>必須</small>	<input style="width: 90%;" type="text"/>
調整 <small>必須</small>	<input style="width: 90%;" type="text"/>
倫理調整 <small>必須</small>	<input style="width: 90%;" type="text"/>
教育 <small>必須</small>	<input style="width: 90%;" type="text"/>
研究 <small>必須</small>	<input style="width: 90%;" type="text"/>

### 看護実務研修期間の確認

当該看護分野 ※36ヶ月以上	60
当該看護分野以外	0
合計 ※60ヶ月以上	60

[申請状況詳細へ戻る](#)

### <履歴書編集画面の入力方法>

- ⑤実務研修内容には、各項目別に当該看護分野で実施したこと(誰に対して何を実施したのか)を具体的に  
入力する。長文ではなく、簡潔にまとめる(各項目 10 字以上 200 字以内)。
- ⑥看護実務研修期間(職歴から自動計算)が当該看護分野 36 カ月以上、合計 60 カ月あることを確認する。
- ⑦入力した内容を一時保存する場合は、  をクリックする。
- ⑧入力内容に誤りがないか確認後、  をクリックする。  
〔履歴書確認画面〕で入力内容に誤りがないことを最終確認後、  をクリックする。
- ⑨〔申請状況詳細画面〕(P.18)にて履歴書が「提出済」となっていることを確認する。

### オンライン申請書類

履歴書

⑨ 提出済

確認・編集

次頁へ続く



【コース外】履修単位自己申告書編集画面

履修単位自己申告書編集

氏名		申請ID	
申請年度	2021	申請区分	認定
資格区分	専門看護師	分野	

①

- ・記入すべき内容・入力手順については必ず手引きを参照の上入力してください。
- ・記入した情報に対して、すでに認定単位として実績がある場合は、自動的に申請単位数が表示されます（変更不可）。
- ・入力方法に不備がある場合は、エラーメッセージが表示され、入力内容は保存されません。
- ・選択した教育課程単位数の基準を満たすと提出が可能になりますので「提出する」ボタンをクリックしてください。
- ・「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了するまでは、追記修正が可能です。追記修正した場合は必ず「保存する」ボタンをクリックしてください。
- ・「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了した後は、内容の再編集及び再提出はできないため、内容を十分確認の上、提出をお願いします。
- ・提出後は、本申告書を印刷し、修士課程の履修単位証明書を含む書類と合わせて送付してください。

②

教育課程単位数 26単位 ③

教育機関情報

都道府県	<input type="text"/>
教育機関名	<input type="text"/>
手入力	<input type="text"/>

教育機関の追加 ⑤

④

教育機関名：

※1 実際の画面では、「教育機関の追加」「行の追加」をクリックすることで以下の入力画面が表示されます。

CNS共通科目

追加する ⑥

コース	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">コース外</span>	科目名	<input type="text"/>
取得単位数	<input type="text"/>	取得年度	<input type="text"/>
日本看護系大学協議会 CNS課程基準	-	申請単位数	-

⑦

以下、専攻分野共通科目、専攻分野専門科目、実習の入力欄が続きます。

※入力方法詳細は次ページを参照してください。

## 履修単位自己申告書編集画面入力方法

- ① 申請情報を確認する。
- ② 入力上の注意を確認する。
- ③ 教育課程単位数(26単位または38単位)を選択する。
- ④ 教育機関情報を入力する。都道府県を選択後に、手入力の欄に教育機関の正式名称を入力する。
- ⑤  をクリックする。
- ⑥  をクリックし表示される当該教育機関の科目等入力項目を入力する。  
※複数の教育機関で単位を取得している場合は、④～⑤の手順で教育機関を追加し、それぞれの教育機関ごとに履修科目・単位等を入力してください。
- ⑦ の各入力項目について、下記を参照しそれぞれ選択または入力する。

### 【コース】

・「コース外」をプルダウンから選択する。

### 【科目名】

・教科目名を入力する。「科目名」は、「修士課程の履修単位証明書または成績証明書等」に記載の科目名と同一とする。

### 【取得単位数・取得年度】

・数値を入力する。

### 【日本看護系大学協議会CNS課程基準・申請単位数】

・教育要件のコース外で履修した科目に相当する科目をプルダウンで選択し、申請する単位数を入力する。

次頁へ続く

前頁からの続き

申請単位数	
<b>CNS共通科目</b>	
最低単位数	8
申請単位数合計	8
<b>専攻分野科目</b>	
最低単位数	12
申請単位数合計	12
<b>実習</b>	
最低単位数	6
申請単位数合計	6
<b>合計</b>	
最低単位数	26
申請単位数合計	26

⑨  
 ⑩  
[申請状況詳細へ戻る](#)

- ⑧ 申請単位数の合計を確認する。
- ⑨ 履修単位自己申告書を保存し、内容を確認する。  
 をクリックし、入力した内容を一時保存する。
- ⑩ 履修単位自己申告書を提出する。  
 をクリックし、提出する。
- ⑪ 履修単位自己申告書を印刷する。  
 提出が完了すると、画面下部に  が表示されるため、本画面を印刷し(白黒可)審査書類(郵送)「SR-1」として送付する。  
 ※  ボタンはスマートフォンには対応していません。

<b>合計</b>	
最低単位数	26
申請単位数合計	28

⑪  
[申請状況詳細へ戻る](#)

## 4-7 審査料の振込

2023年6月28日(水) 15:00まで

※期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取下げたものとみなします。  
上記期日を厳守して振り込んでください。

- 1) 審査料(書類審査・筆記試験):51,700円(税込)  
※再受験者は受験区分によって金額が異なります。(P.49-50参照)
- 2) 振込先: 以下のいずれかの方法により確認する。
  - (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
  - (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』  
ログイン ⇒ [申請状況一覧]画面の 専門看護師 をクリック ⇒ [申請状況詳細]画面に表示される「審査料」

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。  
他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

- 3) 注意事項:
  - (1) 振込名義は、申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること。
  - (2) 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
  - (3) 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
  - (4) 振込手数料は申請者が負担すること。

## 4-8 申請の取下げについて

2023年6月14日～7月3日(15:00まで)に限り、申請の取下げを受け付ける。申請を取下げられる場合は、上記の期間内に認定部まで連絡すること。

※上記の期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けません。

## 5 審査書類の提出(郵送)

### 5-1 審査書類提出期間

**2023年6月14日(水) ～ 7月6日(木) 消印有効**

※提出期間外の消印がある書類は受理しません。

※送付内容及び送付方法に不備がある場合は、不合格となります。

### 5-2 審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページよりダウンロードする。

URL: <https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cns/index.html>

### 5-3 審査書類の作成上の注意

- 1) 申請者が作成する審査書類はA4サイズとする。
- 2) 年月の記載は、西暦を使用する。
- 3) 各書類の申請IDの記載欄には、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧画面に表示されている審査IDを記載する。指定様式のない書類には、書類の右上に申請IDを記載する。
- 4) 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押す。修正テープや修正インクは使用しない。
- 5) 用紙が足りない場合には、指定の様式に従って追加分を作成し使用する。
- 6) 認定審査申請書類確認用紙(SC-0-1もしくはSC-0-2)上の事務局確認欄には何も記載しない。
- 7) すべての申請書類は書類番号順(SC-0-1もしくはSC-0-2に記載順)に並べること。

## 5-4 審査書類の作成

郵送での提出物一覧(P.6)で受験区分別の必要提出書類を確認する。下記の書類別の記載方法・注意事項を確認し、審査書類(郵送)を作成する。

書類番号 *印は指定様式有	書類名	記載方法・注意事項
SC-0-1*	認定審査 審査書類確認用紙 (新規受験者用)	1) 申請 ID・分野名・氏名を所定の欄に記載する。 ※申請状況一覧で申請 ID を確認し、システムに登録した氏名を記載してください。
SC-0-2*	認定審査 審査書類確認用紙 (再受験者区分①、②の該当者、過去の受験資格審査合格者用)	2) 教育要件(P.3 参照)について、コース内/コース外のどちらか該当する方に○をつけてください。 3) 書類の不備、不足がないか確認し、枚数を記入し、本人確認欄にチェックする。 ※事務局確認欄には何も記載しないでください。 4) 再受験区分①と②の該当者、過去の受験資格審査合格者は、書類番号 SC-0-2 に記載し、自分の該当する要件に○をつける。 ※再受験要件については、P.49 (別添 3)「再受験区分について」を参照してください。
SR-1*	履修単位自己申告書(『資格認定制度審査・申請システム』で作成し、出力したもの)	コース外のみ提出 1) 審査書類(オンライン)提出時の画面を A4 に出力し(白黒印刷可)、左上に書類番号「SR-1」と記載したものを資料として提出する。
SC-1	修士課程の 修了証書の写し	1) 教育機関が発行した看護系大学大学院修士課程、もしくは関連領域の大学院修士課程を修了していることを証明するものであること。 2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-1」と記載する。 ※修了証明書も可。ただし、修了証明書の場合、原本を提出すること。左上に書類番号「SC-1」を記載する。
SC-2	【コース内修了】  専門看護師教育課程基準単位取得証明書	1) 申請する分野の指定様式を用いて教育機関が発行した原本を提出する。 書類の右上に申請 ID と氏名を記載する。 2) 大学院修士課程において、専門看護師教育課程の所定の単位(26 単位または 38 単位以上)を取得していることを証明するものであること。 3) 申請する単位の全て(26 単位または 38 単位以上)について、科目名、取得単位数、取得年度が明記されていること。 ※各専門看護分野の専攻分野共通科目、専攻分野専門科目、実習科目、CNS 共通科目の必要な単位数を確認してください。
	【コース外修了】  修士課程の履修単位証明書または成績証明書等	1) 教育機関が発行した原本を提出すること。書類の左上に書類番号「SC-2」を記載し、右上に申請 ID を記載する。 2) 大学院修士課程において、専門看護師教育課程に相当する科目・所定の単位(26 単位または 38 単位以上)を取得していることを証明するものであること。 3) 申請する単位の全て(26 単位または 38 単位以上)について、科目名、取得単位数、取得年度が明記されていること。

書類番号 *印は指定様式有	書類名	記載方法・注意事項
<p>教育要件コース外の場合は、以下 SC-3-1a～cを提出すること。            ※大学院修士課程において、専門看護師教育課程に相当する科目・単位を履修したことを確認できる書類を提出すること。</p>		
SC-3-1a	教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し	<p>1) SR-1 で自己申告した科目のうち、教育要件のコース外に該当する履修科目について、<u>教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、履修当時のシラバスのコピーを提出する。</u>            ※シラバスのコピーを提出する際には、ご自身の履修当時のもので<u>あることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙や目次等)を併せて提出してください。</u>            ※履修時に教育要件のコース外であった科目が、申請時において<u>教育要件のコース内に該当する科目として認定されている場合は、認定された年度のシラバスのコピーを提出してください。</u>シラバスのコピーを提出する際には、認定された年度のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙や目次等)を併せて提出してください。</p> <p>2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1a」と記載する。</p>
SC-3-1b	教育プログラムに関する添付資料	<p>1) SC-3-1a のシラバスに示される内容が専門看護師教育課程基準の内容に相当することを示すために、履修時の講義資料等を提出する。</p> <p>2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1b」と記載する。</p>
SC-3-1c	実習要項及び実習記録	<p>1) SR-1 で自己申告した科目のうち、教育要件のコース外に該当する実習科目について、<u>教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、実習要項及び実習期間、内容等を具体的に記載した実習記録を提出する。</u>            ※実習要項を提出する際には、ご自身の履修当時のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙及び目次等)を併せて提出してください。</p> <p>※履修時に教育要件のコース外であった科目が、申請時において<u>教育要件のコース内に該当する科目として認定されている場合は、認定された年度の実習要項のコピーを併せて提出してください。</u>実習要項のコピーを提出する際には、認定された年度のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙や目次等)を併せて提出してください。</p> <p>2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1c」と記載する。</p> <p>3) 記録内の申請者名や患者等の個人情報に関するものは塗りつぶす等個人情報保護に配慮すること。</p>

書類番号 *印は指定様式有	書類名	記載方法・注意事項
SC-4-1*	勤務証明書	<p>1) 受験資格を満たしていることを証明するため、以下について全て確認できる勤務証明を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の資格取得後、通算 5 年以上実務研修をしている。</li> <li>・上記 5 年のうち、通算 3 年以上は専門看護分野の実務研修をしている。</li> <li>・現在、看護実践を勤務していることが望ましい。</li> </ul> <p>2) 証明者は、所属施設の責任者(所属施設長、看護部長等)であること。本人が責任者である場合は、受験者と社会的に対等または上位に位置する者の証明を得ること。その場合は、証明者の所属や職位を証明する文書(自由書式)を提出する。</p> <p>3) 所属(病棟・部門等)は、専門看護分野で実務研修をしていることがわかるように、(別添 1)「専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて」(P.47)を参照し、記載する。3 東や 5 E などの病棟名ではなく、診療科名及び対象者や看護ケアの特徴などを具体的に記載する。</p> <p>※大学院等(専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む)における教員としての勤務期間は、実務研修期間として認めません。</p> <p>※外国における勤務については、指定様式(SC-4-1)と同様の内容を記載した書類をその国の言語で作成し、英語以外の言語の場合には和訳とともに提出してください。</p>
SC-4-2*	非常勤勤務証明書	<p>1) 非常勤の場合、実務総時間数を計算し、勤務月数を算出する。「実質勤務時間 150 時間」を「1カ月」相当として勤務月数を算出し、実務研修期間(月数)の証明を得る。</p> <p>2) 証明者は所属施設の責任者(所属施設長、看護部長等)であること。</p> <p>3) 所属(病棟・部門等)は、専門看護分野で実務研修をしていることがわかるように、(別添 1)「専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて」(P.47)を参照し、記載する。3 東や 5E などの病棟名ではなく、診療科名及び対象者や看護ケアの特徴などを具体的に記載する。</p> <p>※大学院等(専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む)における教員としての勤務期間は、実務研修期間として認められません。</p>
SC-5	改姓に関する証明	<p>1) 改姓により、各種審査書類と姓が異なる場合のみ提出する。 (例)・申請者名と各種審査書類に記載の氏名が異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合</li> <li>・再受験申請者、前年度筆記試験欠席者、受験資格審査合格者で、前回申請時から改姓した場合</li> </ul> <p>2) 改姓前及び改姓後の姓名が確認できる証明書類(戸籍抄本、運転免許証(表面と裏面)のコピー、パスポート等のコピー)を提出する。運転免許証等をコピーする場合は、A4 にコピーする。</p> <p>3) 左上に書類番号「SC-5」と記載する。</p>



## 5-5 審査書類の提出

- 1) 書類提出期間内に配達記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便等)にて下記まで送付する。
- 2) A4 サイズの審査書類(郵送)が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表(P.30 参照)を印刷し貼る。
- 3) 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けない。
- 4) 提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。
- 5) 書類受理についての問合せは受け付けない。
- 6) 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けない。

※送付前に郵便料金が不足していないかご確認ください。不足時は受理できません、お気をつけください。レターパックは、2019年に料金が改定されていますのでご注意ください。  
※封筒にご自身の住所・氏名が記載されていることをご確認ください。

書類の送付先(書類送付表に自動表示)

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-65-18 WESTビル 2F CNS 認定審査 審査書類受付係

※認定審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 書類送付表

書類送付表の印刷

申請状況詳細

---

2021年度 申請区分:認定  
 専門看護師 [            ]

申請ID:            **書類送付表出力** ①

---

オンライン申請書類

---

実践報告書	未提出	確認・編集
研修実績・研究業績申告表	未提出	確認・編集

- (1) ① **書類送付表出力**をクリックする。  
 ※書類送付表の画面が開きます。

書類送付表画面

171-0014  
 東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F  
 CNS 認定審査 審査書類受付係 御中

CNS(専門看護師)    審査書類在中

●申請ID	
●氏名	
●受験資格要件	

- (2) 書類送付表を画面印刷する。  
 ※システム画面上に印刷ボタンは表示されませんので、以下の方法で印刷をしてください。  
 ①画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷プレビュー」をクリックする。  
 ②プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする。  
 ※申請 ID と名前は自動で表示されます。誤りがないか確認してください。  
 ※印刷した書類送付表は申請書類の郵送時に使用します。(P.29 参照)

## 6 書類審査合否の確認と受験票の印刷

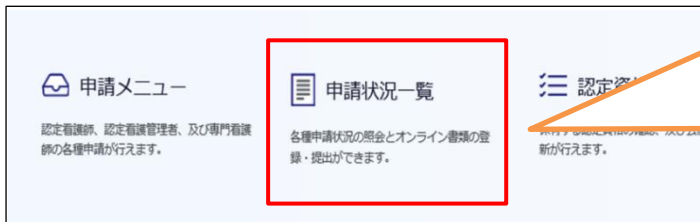
資格認定制度 審査・申請システム 操作方法

### 書類審査合否の確認と受験票の印刷

#### 6-1 書類審査合否の結果確認(オンライン)

2023年9月5日(火) 11:00～

- 1) 上記期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。  
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。



申請状況一覧をクリックし、申請状況一覧に表示されている当該審査の「書類審査合否」を確認する。合格者は「6-2 受験票の印刷」にすすむ。※ [不合格]の場合は筆記試験を受験することができません。

#### 6-2 受験票の印刷と「本人署名欄」への署名

2023年9月5日(火) 11:00 ~ 10月4日(水)

合格の場合は、受験票をダウンロードし、印刷する。

印刷した受験票の「本人署名欄」への署名をもって、審査合格後の認定登録の意思確認とする。直筆で署名すること。



「筆記試験」の受験票の印刷画面を表示するをクリックする。

受験票の記載内容(分野名、本人氏名、試験会場情報等)を確認し、「印刷」をクリックする。

※A4タテ(白黒可)で印刷してください。  
スマートフォンには対応していません。



## 6-3 受験準備

筆記試験では、CNSの6つの役割(実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究)について、受験者がその役割を適切に理解し、果たすことができる能力を備えているか解答(記述)した内容から確認します。

また、社会背景や専門看護分野の動向を踏まえたもの、自施設の課題をもとに記述を求めもの等が出題されています。これらを踏まえて、各自受験準備をしていただくことをおすすめします。

### 1 過去問題と受験者の課題の確認について

認定審査に申請後、前年の審査問題と受験者の課題について『資格認定制度 審査・申請システム』からダウンロードが可能です。どのような問題が出題され、どのような課題が指摘されていたのか確認してください。

また、教育機関(CNS教育課程)には、前年の審査問題や受験者の課題を公表しています。審査申請前でも、ご自身が修了した教育機関から過去問題を入手することもできます。

### 2 実務研修内容や事例のまとめについて

理論・概念を踏まえて、ご自身が行った実践のプロセスを記述できるように実務研修内容や事例をまとめておくことをおすすめします。

ご自身が行った看護実践に対するアセスメント、対応を必要とした問題や課題を具体的に記述できるよう準備を進めてください。

### 3 参考図書について

別添4)には、コンサルテーション(相談)や倫理調整についての参考図書を紹介しています。役割の理解やご自身が行った事例をまとめる際にご活用ください。

●申請した筆記試験を欠席する場合の手続き●

書類審査合格者がやむを得ない理由により試験を欠席する場合、下記の手続きにより、翌年度の認定審査1回に限り、審査料を免除の上、認定審査を受験することができる。

なお、手続きを行わなかった場合、翌年度の審査料は免除されません。

1) 欠席手続きの方法

- (1) 欠席する旨を筆記試験日(10月4日(水))の試験開始30分前までに  
日本看護協会認定部に電話で連絡する。

日本看護協会認定部

電話番号:03-5778-8546

受付期間:月曜から金曜日(土日祝日を除く) 9:30-12:00/13:00-17:00

- (2) 電話連絡後10月11日(水)までに、メールにて認定部(専門看護師担当)に  
欠席の連絡をする。

メールには、氏名・分野名・申請ID・会場を記載すること。

※メールアドレスは(1)の電話連絡の際にご案内します。

- 2) 欠席の連絡(メール)を受理後、数日以内に認定部から欠席手続き完了のメールを  
送信するので、内容を確認する。

※欠席手続き完了のメールが届かない場合は、再度認定部にメールしてください。

- 3) 翌年の申請の際は、「専門看護師(CNS)認定の手引き」を参照し、審査申請を行ってください。

## 7 筆記試験

### 7-1 日時

**2023年10月4日(水)**

#### 試験日スケジュール

開場	集合・本人確認	オリエンテーション	試験時間
9:30	10:00	10:15	10:30～12:30

※スケジュールは、変更する可能性があります。変更する場合は、日本看護協会公式ホームページ及びメール(システムに登録されたアドレス宛)へお知らせします。

### 7-2 試験会場

会場: 47都道府県(受験者の住所地)

(受験票に詳細を記載)

「資格認定制度 審査・申請システム」にご登録の住所地での受験となります。

申請時点で「資格認定制度 審査・申請システム」自宅住所欄に登録されている都道府県で会場を確定します。

※試験会場の住所・施設名等は受験票に記載しております。また、会場周辺地図は受験票にあるQRコードを読み込むことで確認できます。

※試験に関する問い合わせや当日の緊急連絡先は認定部(03-5778-8546)までご連絡ください。試験会場への連絡はご遠慮ください。

### 7-3 方法

筆記試験 論述式 120分

出題形式	配点	試験時間
問題1. 事例問題	100点	120分
問題2. 総合問題	100点	

### 7-4 出題範囲

専門看護師教育課程の全科目

※一般社団法人 日本看護系大学協議会の公式ホームページ

「高度実践看護師教育課程基準(専門看護師)」参照

URL: <https://www.janpu.or.jp/download/pdf/cns.pdf>

## 7-5 当日の持参物

<p><b>受験票</b></p>	<p>受験番号、本人氏名、申請時に選択した試験会場情報が正しく記載されているか確認し、記載に誤りがある場合には速やかに認定部に連絡すること。                  ※「本人署名欄」に直筆で署名をしてください。                  ※署名をもって、審査合格後の認定登録及び氏名・都道府県名公表の意思確認とします。</p>
<p><b>本人確認書類</b></p>	<p>顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、有効なパスポート、写真付き社員証、マイナンバーカード等)                  ※試験会場で「受験票」と「顔写真付きの本人確認書類」により本人確認をします。</p>
<p><b>時計</b></p>	<p>試験会場に時計の用意はないため、時計を持参すること。                  ※時計は、腕時計、懐中時計等を指します(時計機能のみのもの;アラーム機能が解除でき、秒針等の音が周囲に聞こえないもの)。計算等機能付時計や携帯電話を時計として使用することは禁止です。</p>
<p><b>筆記用具</b></p>	<p>記入用の HB 又は B の鉛筆、シャープペンシル、消しゴム                  ※ボールペンは記入が正しく読み取れないため使用不可。試験会場での筆記用具の貸与等はいりません。</p>

●新型コロナウイルス感染症対策について●

令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、実施する。ただし、筆記試験開始時期の国最新の方針等に基づき実施する。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)  
 (2023年3月2日 アクセス)

## 7-6 受験の注意事項

- 1) 印刷した受験票に記載の試験日時、会場等の審査の詳細は、日本看護協会ホームページに掲載の審査案内とあわせて必ず確認すること。内容に相違がある場合は速やかに認定部に連絡すること。
- 2) 試験開始後の会場への入室は認められない。遅刻厳禁。
- 3) 会場内へは大きな手荷物の持ち込みはできない(椅子の下、足元に納まる程度まで)。
- 4) 机上に置けるのは受験票、時計及び筆記用具のみ。下敷きや定規は使用できない。
- 5) 試験開始後、一度退室したら再入室できない。

## 7-7 合格基準

筆記試験は200点満点とし、A～Cの3段階で評価する。

A、Bは合格、Cは不合格とする。

合否	点数	評価
合格	80%以上(160点以上)	A
合格	70～79%(140～159点)	B
不合格	70%未満(140点未満)	C



## 8 審査合否の確認と認定料の振込

### 8-1 審査合否の確認

<日時>

2023年12月18日(月) 14:00 予定

<確認方法>

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』にアクセスする。  
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- 3) メインメニューの「認定資格一覧」をクリックする。
- 4) 申請状況一覧を確認する。

#### 申請状況一覧画面

現在の申請状況

2021年度 申請区分：認定

専門看護師 [ ] ②

申請ID		オンライン申請書類	提出済
教育課程修了証画像	提出済		
書類審査合否	合格	審査合否	合格 ①

① 審査合否を確認する。

② 「専門看護師」をクリックする。

→「申請状況詳細画面」が開きます。

合格の場合は、入金情報(P.38)が表示され、不合格の場合は筆記試験の結果(P.39)が表示されま  
す。

## 申請状況詳細画面

### 認定料

①

お支払金額	円
お支払期限	年 月 日 時
振込先	銀行名： 銀行： 支店
	口座番号：普通
	口座名義：公益社団法人 日本看護協会 専門看護師口
	※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。 ※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。

### 合否結果

書類審査：合格

教育要件： 合格

実務研修要件： 合格

審査合否：合格

筆記試験  
出欠：出席  
合計点(事例問題, 総合問題)：-  
評価：-

①合格の場合、入金情報が表示される。

※「支払口座番号」は、申請者ごとに個別に割り当てられたものであるため、必ずご自身の申請状況詳細画面で確認してください。

※「支払期限」の期日までに振込を完了してください。

※不合格の場合、入金情報は表示されません。



## 8-2 認定料の振込

### 認定登録料振込期日

**2024年1月5日(金) 15:00まで**

※認定料の振込がない場合は登録手続き及び認定証発行ができないため、期日を厳守してください。

1) 認定登録料:51,700円(税込)

2) 振込先:

・審査料の振込口座と同じ。以下のいずれかの方法で確認する。

(1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール

(2) 『資格認定制度 審査・申請システム』

ログイン ⇒ [申請状況一覧]の画面の **専門看護師** をクリック ⇒ [申請状況詳細]画面に表示される「認定料」

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。

他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

2) 注意事項:

(1) 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること。

(2) 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。

(3) 既納の認定料はいかなる理由があっても返還しない。

(4) 振込手数料は申請者が負担すること。

## 9 登録内容の確認と情報公開の設定

### 9-1 登録内容の確認と情報公開の設定

- 1) 認定料の振込確認後、認定部にて専門看護師名簿への登録手続きを行う。
- 2) 認定登録手続き完了後、認定部から全認定者にメールで連絡する。
- 3) 認定部からの通知メールを受信したら、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、[認定資格一覧] に表示される認定登録情報に誤りがないことを確認する。
- 4) 以下の手順により、認定登録情報(氏名及び施設名)を日本看護協会公式ホームページ上で公開することの可否を設定する。設定しない場合、情報は公開されない。

#### <確認方法>

- (1) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- (2) メインメニューから[認定資格一覧] をクリックする。
- (3) 登録内容を確認する。

#### 認定資格一覧画面

認定資格一覧

<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">専門看護師 [ ]</div> ①			
認定登録番号		認定年月日	<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">2021年 月 日</div> ②
有効年月日	<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">2026年12月31日</div> ③	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	非公開	<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">変更する</div> ④	施設名 公開/非公開
		非公開	<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">変更する</div> ④

- ① 認定申請した資格が表示されていることを確認する。
- ② 認定申請した資格の認定年月日が当年であることを確認する。
- ③ 認定申請した資格の有効年月日が「当年+5年12月31日」であることを確認する。
- ④ 氏名・施設名の公開/非公開の設定は、変更する をクリックする。

## 認定情報公開許諾更新画面

### 認定情報公開許諾更新

● 入力
● 確認
● 完了

日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について

日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分（認定看護師のみ）の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者へのお問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身で所属施設の許諾を得たうえで入力してください。

また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。

所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。

所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

専門看護師 [            ]

認定登録番号		認定年月日	2021年: 月 日
有効年月日	2026年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	非公開	施設名 公開/非公開	非公開

確認画面へ

[一覧画面へ戻る](#)

①

②

②

③

- ① 表示されている注意を確認する。
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する。
- ③ 確認画面へ をクリックする。  
→認定情報公開許諾更新確認画面にて 更新 をクリックしてください。

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合

日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開されます。

資格区分*	<input type="radio"/> 認定看護師 <input type="radio"/> 認定看護管理者 <input checked="" type="radio"/> 専門看護師			
課程区分	全て ▾	分野	がん看護 ▾	
施設所在都道府県	全て ▾ <small>※離職中の方は、自宅所在都道府県となります。</small>	施設種別	全て ▾	
施設設置主体名		全て ▾	施設法人名	<input type="text"/> ※部分一致
所属先施設名	<input type="text"/> ※部分一致			
氏名(漢字)	姓 <input type="text"/> ※部分一致	名 <input type="text"/> ※部分一致		
<input type="button" value="検索"/>				

[最初]	[前]	1	2	3	4	5	6	[次]	[最後]	1~50件目/1036件
分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	修了した特定行為区分					
がん看護	北海道	看護 花子	A 法人	ABC 病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	-	-	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	B 法人	D 病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	C 法人	EF 総合病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	医療法人	G 総合病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	D 法人	H 医療センター	-					

## 10 認定証等の受領

### 10-1 認定証の受領について

- ・認定登録の手続き完了後、認定証・認定証カード・専門看護師徽章が交付される。(発送完了後メールいたします)
- ・認定証及び認定証カードは、2023年12月21日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている氏名で発行し、同システムの画面に表示される文字の字形にて作成する。
- ・上記3点は、2023年12月21日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所に送付します。審査申請時から住所・氏名に変更が生じた場合、12月20日までに同システムの[個人情報編集]にて情報を更新してください。
- ・上記3点が届いたら、内容を確認してください。



## 11 その他の事項

### 11-1 審査に関する情報開示

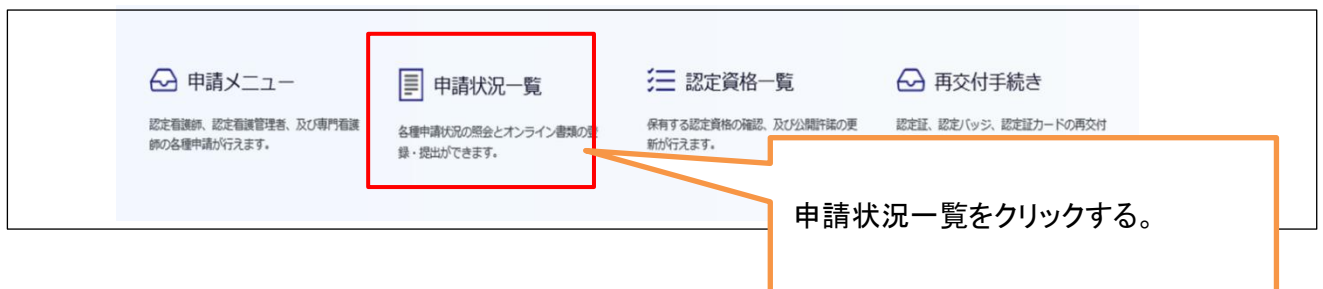
1) 過去問題の開示について

過去問題開示期間

**2023年7月3日(月)11:00 ~ 10月4日(水) (予定)**

- (1) 対象: 第33回専門看護師(CNS)認定審査申請者
- (2) 内容: 前年度の認定審査の筆記試験問題・受験者の課題
- (3) 方法: 審査申請(オンライン)完了後、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧から閲覧・ダウンロードする。

- ① 上記期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。  
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- ② ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。



## 2) 当該年度審査問題の開示について

- (1) 対象: 第33回専門看護師(CNS)認定審査申請者
- (2) 内容: 当該年度認定審査の筆記試験問題・受験者の課題
- (3) 方法: 合否発表3週間後、『資格認定制度 審査・申請システム』の「認定審査に申請された方へお知らせ」から閲覧・ダウンロードする

※認定審査申請者へ開示後、専門看護師教育機関にも『教育機関システム』内に次年度筆記試験前日まで開示

## 3) 個人の得点の開示について

- (1) 対象: 第33回専門看護師(CNS)認定審査不合格者
- (2) 内容: 個人の審査評価、得点及び不合格理由
- (3) 方法: 『資格認定制度 審査・申請システム』上で開示

## 11-2 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

※『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、専門看護師認定審査にかかわる重要な通知及び認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります。

また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、認定登録後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります。

## 11-3 問合せ先

日本看護協会認定部(専門看護師担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝を除く) 9:30~12:00 / 13:00~17:00
電話番号	03-5778-8546

**(別添1) 専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて**

分野	内容
がん看護	業務の半分以上をがん看護に費やしていること。
精神看護	精神科病院・一般病院の精神科病棟・精神科病院の外来・精神科クリニック・精神科デイケア・訪問看護ステーション・地域活動支援センター等の場での、精神看護の実務研修。ただし、リエゾン精神看護を志望する場合は病院での精神看護の実務研修とするが、精神科病院・一般病院の精神科病棟である必要はない。その場合、履歴書及び勤務証明書に、リエゾン精神看護の実績の内容について具体的に明記すること。
地域看護	地域看護(行政看護、在宅看護、産業看護、学校看護)のうちのいずれかにおいて看護の役割機能を果たす実務研修とする。所属する機関や施設種別を問わない。
老人看護	高齢者に対する老人看護の実務研修
小児看護	健康問題を持つ子供に対する小児看護の実務研修
母性看護	1、2 いずれかに関する母性看護の実務研修 1: 周産期母子援助専攻 妊産褥婦に対する母性看護の実務研修 2: 女性の健康への援助専攻 女性の健康に関する母性看護の実務研修
慢性疾患看護	慢性病の経過をたどる成人に対する慢性看護の実務研修。病院(病棟・外来)、その他施設、地域、在宅等とする。
急性・重症患者看護	クリティカルケアを要する患者が 50%以上を占めている病棟等でのクリティカルケア看護の実務研修。1年以上は成人領域とする。
感染症看護	1 及び 2 に関する感染症看護の実務研修 1. 医療施設等における感染管理活動 2. 複雑で困難な問題を有する感染症患者や易感染患者に対する看護
家族支援	患者を含む家族を対象として研修できる病棟、外来、その他施設、地域、在宅等とする。
在宅看護	在宅看護に関する実務研修。所属する機関や施設種別を問わない。
遺伝看護	遺伝学的課題を抱えた、もしくはその可能性のある個人、家族、集団に対する遺伝看護の実務研修
災害看護	災害急性期から中長期、備えの時期における個人、家族、集団に対する災害看護の実務研修
放射線看護	放射線による健康課題を有する、もしくはその可能性がある個人、家族、集団、地域における放射線看護の実務研修

## (別添2) 専門看護分野における実務研修内容

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション
- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々との  
コーディネーション
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決を  
はかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会  
等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における  
研究活動

## (別添3)再受験区分について

### 1. 再受験について

再受験とは、過去に一度でも専門看護師(CNS)認定審査の申請をしたことがある受験者が、再度申請することを示す。

※再受験であっても、オンラインでの提出物は必要です。

※必要な提出物と審査料は再受験区分により異なるため、以下を確認し申請してください。

### 2. 再受験区分及び必要な提出物・審査料について

再受験の方は、以下の再受験区分及び手続き内容を確認し、申請すること。

過去の認定審査の申請・審査結果に基づき、以下の表で該当する再受験区分を確認すること。

受験区分① 再受験	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類審査の「教育要件」・「実務研修要件」が不合格であった。</li> </ul>	審査料	¥51,700(税込)
		オンラインでの提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴書</li> <li>履修単位自己申告書</li> </ul>
		郵送での提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定審査 審査書類 確認用紙(再受験者用)</li> <li>履修単位自己申告書(『資格認定制度 審査・申請システム』で出力したもの)</li> <li>修士課程の修了証の写し</li> <li>専門看護師教育課程基準単位取得証明書(コース内)</li> <li>修士課程の履修単位証明書または成績証明書等(コース外)</li> <li>教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し(コース外)</li> <li>教育プログラムに関する添付資料(コース外)</li> <li>実習要項及び実習記録(コース外)</li> <li>勤務証明書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類審査の「教育要件」は不合格、「実務研修要件」は合格であった。</li> </ul>	審査料	¥51,700(税込)
		オンラインでの提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴書</li> <li>履修単位自己申告書</li> </ul>
		郵送での提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定審査 審査書類 確認用紙(再受験者用)</li> <li>履修単位自己申告書(『資格認定制度 審査・申請システム』で出力したもの)</li> <li>修士課程の修了証の写し</li> <li>専門看護師教育課程基準単位取得証明書(コース内)</li> <li>修士課程の履修単位証明書または成績証明書等(コース外)</li> <li>教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し(コース外)</li> <li>教育プログラムに関する添付資料(コース外)</li> <li>実習要項及び実習記録(コース外)</li> </ul>

## (別添 3)再受験区分について

受験区分② 受験要件 一部免除 再受験	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類審査の「教育要件」は合格、「実務研修要件」が不合格であった。</li> </ul>	審査料	¥51,700(税込)
		オンラインでの提出物	・履歴書
		郵送での提出物	勤務証明書(該当者※のみ) ※実務研修要件のうち、看護師免許を取得後、通算 5 年以上の実務研修をしていること。そのうち通算 3 年以上は専門看護分野の実務研修をしていることが確認できなかった者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年度「③書類審査免除再受験」及び「④前年度欠席再受験」で受験し、筆記試験が不合格であった。</li> <li>2021 年以前に受験し、筆記試験が不合格であった。</li> </ul>	審査料	¥51,700(税込)
		オンラインでの提出物	・履歴書
		郵送での提出物	なし
受験区分③ 書類審査 免除再受験	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年度初めて認定審査を受験し、筆記試験に不合格であった。</li> <li>2022 年度「②受験要件一部免除再受験」で受験したが、筆記試験が不合格であった。</li> </ul>	審査料	¥30,800 税込)
		オンラインでの提出物	なし
		郵送での提出物	なし
受験区分④ 前年度欠席 再受験	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年度筆記試験を欠席し、欠席手続きが完了している。</li> </ul> <p>※提出物はありませんが、審査申請は必要です。</p>	審査料	なし
		オンラインでの提出物	なし
		郵送での提出物	なし

**(別添4)参考図書****1. 総合**

分野	参考図書
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>井部俊子・大生定義監修, 専門看護師の臨床推論研究会編集: 専門看護師の思考と実践, 医学書院, 2015.</li> <li>日本がん看護学会教育・研究活動委員会コアカリキュラムワーキンググループ(著): がん看護 コアカリキュラム, 医学書院, 2017.</li> <li>大西和子・飯野京子・平松玉江編集: がん看護学, ニューヴェルヒロカワ, 2018.</li> </ul>
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>井部俊子・大生定義監修, 専門看護師の臨床推論研究会編集: 専門看護師の思考と実践, 医学書院, 2015.</li> </ul>
老人看護	
急性・重症患者看護	
在宅看護	
放射線看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>井部俊子・大生定義監修, 専門看護師の臨床推論研究会編集: 専門看護師の思考と実践, 医学書院, 2015.</li> <li>Mary Fran Tracy 他, 高度実践看護 第2版統合的アプローチ, ヘルス出版, 2020.</li> </ul>

**2. コンサルテーション**

分野	参考図書
分野共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>Mary Fran Tracy Eileen O'Grady: Hamric and Hanson's Advanced Practice Nursing, 6th Edition, Saunders, 2018.</li> <li>Ann B. Hamric, Charlen M. Hanson, et al.: 高度実践看護 統合的アプローチ, 中村美鈴、江川幸二(監訳), へるす出版, 2017.</li> <li>Lippitt, G., Lippitt, R.: The Consulting Process in Action, 2th ED., Pfeiffer, 1994.</li> <li>野末聖香編: リエゾン精神看護ー患者ケアとナース支援のために, 医歯薬出版, p.207-255, 2004.</li> <li>坂田三允総編: 精神看護エクスペール(16)ーリエゾン精神看護, 中山書店, p.120-144, 2006.</li> <li>Schein, E. H.: プロセス・コンサルテーションー援助関係を築くこと, 稲葉元吉, 尾川丈一訳: 白桃書房, 2002.</li> <li>Underwood, P. R.: コンサルテーションの概要ーコンサルタントの立場から, インターナショナルナーシングレビュー, 18(5), p.4-12, 1995.</li> </ul> <p>※分野共通の他、分野別の参考図書がある場合については次ページのとおり。</p>

分野	参考図書
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長谷川久巳:看護コンサルテーションにおける「看護師-看護師関係」;Nursing Today, 19(4), p.46-49, 2004.</li> <li>長谷川久巳:危機理論(モデル)の理解と実践への適用;がん看護, 8(5), p.419-423, 2003.</li> <li>• 東原正明, 近藤まゆみ:緩和ケア, 医学書院, p.134-139, 2000.</li> <li>• 戎崎恵, 横山利香, 千崎美登子:CNS への相談を活用した病棟ナースの実践報告, がん看護, 10(2), p.163-165, 2006.</li> <li>• 佐藤直子:専門看護師制度—理論と実践, 医学書院, 1999.</li> <li>• 吉田智美:オンコロジー分野のコンサルテーション, インターナショナルナーシングレビュー, 18(5), p.19-22, 1995.</li> <li>• 近藤まゆみ:CNS の活動「相談」, 東原正明・近藤まゆみ編集:緩和ケア;医学書院, p.34-139, 2000.</li> </ul>
精神看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 野末聖香,宇佐美しおり,福田紀子他:精神看護専門看護師によるコンサルテーションの効果, 看護, 56(3), p.70-75, 2004.</li> <li>• 宇佐美しおり, 野末聖香編:精神看護スペシャリストに必要な理論と技法, 日本看護協会出版会, p.268-291, 2009.</li> <li>• 武用百子:リエゾンナースと考える「困りごと」にどうかかわるか, ナースツールズ, p17-124, 2011.</li> <li>• 平井元子:身体疾患患者の精神看護, へるす出版, 2013.</li> <li>• 平井元子:リエゾン 身体とところをつなぐかわり, 仲村書林, 2014.</li> <li>• 南裕子監修:精神科看護の理論と実践, ニューヴェルヒロカワ, p168-175, 2010.</li> </ul>
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山本和郎:危機介入とコンサルテーション, ミネルヴァ書房, 2000</li> <li>• コミュニティケア編集部:地域で生きる“専門看護師・認定看護師”のワザ—在宅・施設の“看護力”向上をめざして!, 日本看護協会出版会, 2015.</li> <li>• 日本在宅ケア学会:在宅ケア学, 2015.</li> </ul>
老人看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金川克子・野口美和子監修, 奥野茂代編集:高齢者看護プラクティス—高齢者のための高度・専門看護, 中央法規, p.106-115, 2005.</li> <li>• 南裕子監修:看護理論の臨床活用, 日本看護協会出版会, p.190-198, p.236-247, 2003</li> </ul>
母性看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 野末聖香:コンサルタントに必要な教育, インターナショナルナーシングレビュー, 18(5), p.27-30, 1995.</li> <li>• Underwood, P. R.:組織の変化促進者としてのコンサルタント, インターナショナルナーシングレビュー, 20(2), p.31-37, 1997.</li> </ul>
急性・重症患者看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Mary G McKinley. Acute and Critical Care Nurse Specialists : Synergy for Best Practices. SANDERS. 2007.</li> </ul>
感染症看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大曲貴夫, 操華子:感染管理・感染症看護テキスト, 照林社, 2015.</li> </ul>
遺伝看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有森直子・溝口満子編:遺伝/ゲノム看護, 医歯薬出版, 2018.</li> <li>• 中込さと子監修, 基礎から学ぶ遺伝看護学, 羊土社, 2019.</li> <li>• 日本医学会、医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン, 2011. <a href="http://jams.med.or.jp/guideline/genetics-diagnosis.pdf">http://jams.med.or.jp/guideline/genetics-diagnosis.pdf</a></li> </ul>
放射線看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 川野雅資, コンサルテーションを学ぶ, クオリティケア, 2013.</li> </ul>



## 3. 倫理調整

分野	参考図書
分野共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 赤林朗編:入門・医療倫理Ⅰ, 勁草書房, 2005.</li> <li>• 赤林朗編:入門・医療倫理Ⅱ, 勁草書房, 2007.</li> <li>• Chambliss, D. F.:ケアの向こう側—看護職が直面する道徳的・倫理的矛盾, 浅野祐子訳, 日本看護協会出版会, 2002.</li> <li>• Davis, A. J.監修:看護倫理 理論・実践・研究, 日本看護協会出版会, 2002.</li> <li>• Davis, A. J.他編:看護倫理を教える・学ぶ, 小西恵美子監訳, 日本看護協会出版会, 2008.</li> <li>• Fry, S. T., Johnstone, M. J.:看護実践の倫理—倫理的意思決定のためのガイド, 第3版, 片田範子, 山本あい子訳, 日本看護協会出版会, 2010.</li> <li>• INR 日本版編集委員会:臨床で直面する倫理的問題—キーワードと事例から学ぶ対処法, 日本看護協会出版会, 2001.</li> <li>• Jonsen, A. , Siegler, M., Winlade, W.J.:臨床倫理学—臨床医学における倫理的決定のための実践的なアプローチ, 第5版, 赤林朗, 蔵田伸雄, 児玉聡監訳, 新興医学出版社, 2006.</li> <li>• 木村利人著:看護に生かすバイオエシックス—よりよい倫理的判断のために, 学研, 2004.</li> <li>• 岡崎寿美子, 小島恭子:ケアの質を高める看護倫理—ジレンマを解決するために, 医歯薬出版, 2002.</li> <li>• 清水哲郎:医療現場に臨む哲学, 勁草書房, 1997.</li> <li>• 清水哲郎:医療現場に臨む哲学Ⅱ, 勁草書房, 2000.</li> <li>• 杉谷藤子, 川合政恵監修:「看護者の倫理綱領」で読み解くベッドサイドの看護倫理事例 30, 日本看護協会出版会, 2007.</li> <li>• Thompson, J. E., Thompson, H. O.:看護倫理のための意思決定 10 のステップ, ケイコ・イマイ・キシ, 竹内博明, 山本千沙子監訳, 日本看護協会出版会, 2004.</li> <li>• 鶴若麻理他編:看護師の倫理調整力 専門看護師の実際に学ぶ, 日本看護協会出版会, 2018</li> </ul> <p>※分野共通の他、分野別の参考図書がある場合については以下のとおり。</p>
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 塩野寛著:生命倫理への招待, 南山堂, 2004,</li> <li>• 田村恵子:緩和ケアにおける倫理的課題, 恒藤暁・内布敦子編集:系統看護学講座別巻—緩和ケア:医学書院, p.34-52, 2018.</li> <li>• 近藤まゆみ、梅田恵編集、日本がん看護学会監修:がん看護の日常にある倫理—看護師が見逃さなかった 13 事例 (がん看護実践ガイド), 医学書院, 2016.</li> <li>• 石垣靖子・清水哲郎 編著, 臨床倫理ベーシックレッスン 身近な事例から倫理的問題を学ぶ, 日本看護協会出版会, 2012</li> <li>• 宮坂道夫, 石原逸子, 吉田みつ子, 他, 系統看護学講座別巻「看護倫理(第2版)」, 医学書院, 2018</li> </ul>
精神看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本看護協会:看護者の倫理綱領—看護倫理, 日本看護協会公式ホームページ, <a href="http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/rinri.html">http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/rinri.html</a></li> <li>• 日本看護協会:臨床倫理委員会の設置とその活用に関する指針, 日本看護協会公式ホームページ, <a href="http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/index.html">http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/index.html</a></li> <li>• 宇佐美しおり, 野末聖香編:精神看護スペシャリストに必要な理論と技法, 日本看護協会出版会, p.307-315, 2009.</li> <li>• 南裕子監修:精神科看護の理論と実践, ヌーヴェルヒロカワ, p176-181, 2010.</li> </ul>

分野	参考図書
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Beauchamp, T. L., Childress, J. F.: 生命医学倫理, 麗澤大学出版会, 2009.</li> <li>• 小西恵美子編: 看護倫理よい看護・よい看護師への道しるべ, 南江堂, 2007.</li> </ul>
老人看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 堂園俊彦: 看取りとケアの倫理, 緩和ケア, 17(2), p.124-127, 2007.</li> <li>• 清水哲郎: 高齢者終末期の意思決定プロセス, 老年医学, 47(2), P.479-442, 2009.</li> <li>• 社団法人日本老年医学会編: 高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン 人工的水分・栄養補給の導入を中心として, 医学と看護社, 2012.</li> <li>• 会田薫子: 延命医療と臨床現場 人工呼吸器と胃ろうの医療倫理学, 東京大学出版会, 2011.</li> <li>• 一般社団法人日本老年医学会公式ホームページ, 日本老年医学会の「立場表明」2012. <a href="http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/proposal/pdf/jgs-tachiba2012.pdf">http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/proposal/pdf/jgs-tachiba2012.pdf</a></li> </ul>
小児看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Hayes, L. J., Moore, S. C., et al.: 発達障害に関する 10 の倫理的課題, 望月昭他翻訳, 二瓶社, 1998.</li> <li>• 家永登: 子どもの治療決定権ーギリック判決とその後, 日本評論社, 2007.</li> <li>• 北村愛子: 看護師の倫理調整の役割と実践, 日本クリティカルケア看護学会誌, 4(2), p.7-10, 2008.</li> <li>• Forman, E. N., 松田一郎, Ladd, R. E.: 小児医療の生命倫理ーケーススタディ, 診断と治療社, 1998.</li> <li>• 日本小児看護学会: 小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針, 日本小児看護学会ホームページ, <a href="http://jschn.umin.ac.jp/files/100610syouni_shishin.pdf">http://jschn.umin.ac.jp/files/100610syouni_shishin.pdf</a></li> <li>• 玉井真理子, 横野恵, 永水裕子編著: 子どもの医療と生命倫理ー資料で読む, 法政大学出版局, 2009.</li> <li>• 田村正徳, 玉井真理子編著: 新生児医療現場の生命倫理ー「話し合いのガイドライン」をめぐって, メディカ出版, 2005.</li> <li>• ロバート・F・ワイヤー: 障害新生児の生命倫理, 高木俊一郎・高木俊治監訳, 学苑社, 1991.</li> </ul>

分野	参考図書
母性看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浅井篤:終末期における適切な医療を実現するためにー臨床倫理コンサルテーション, 脳死・脳蘇生, 20(2), p.57-62, 2008.</li> <li>• Bandman, E. L., Bandman, B. :ケーススタディ いのちと向き合う看護と倫理ー受精から終末期までー, 木村利人監訳, 人間と歴史社, 2010.</li> <li>• Davis, A. J.他著, 前原澄子監修, 相羽利昭編集:看護倫理ー日本文化に根ざした看護倫理とは, 医学映像教育センター, 2007.</li> <li>• Frith, L. :Ethics and MidwiferyーIssues in Contemporary Practice, Butterworth Heinemann, 1998.</li> <li>• Husted, G. L., Husted, J. H.: 臨床実践のための看護倫理ー倫理的意思決定へのアプローチ, 藤村龍子他訳, 医学書院, 2009.</li> <li>• 星野一正:インフォームドコンセントー日本に馴染む6つの提言, 丸善ライブラリー, 1997.</li> <li>• ICN 看護師の倫理綱領、日本看護協会公式ホームページ <a href="https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/ethics/index.html">https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/ethics/index.html</a></li> <li>• ICM 助産師の倫理綱領、日本看護協会公式ホームページ <a href="http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/pdf/icm_ethics.pdf">http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/pdf/icm_ethics.pdf</a></li> <li>• 黒川顯:クリティカルケアにおける倫理的問題の調整, 日本クリティカルケア看護学会誌, 4(2), p.11-13, 2008.</li> <li>• モーリン・D・レイノー他著, 堀内成子監修:助産師の意思決定, エルセビア・ジャパン, 2006.</li> <li>• 三浦靖彦, 稲葉一人:腎代行治療導入患者への医療情報提供を考える 特殊例における医療情報提供と準備 超高齢者・がん患者の透析ー医療倫理の側面から, 臨床透析, 25(12), p.1709-1715, 2009.</li> <li>• 三浦靖彦, 佐野広美, 瀬下律子:院内倫理コンサルテーションの導入と効果 ー一般病院で求められる倫理委員会の機能とは, 看護管理, 17(11), p.978-98,2007.</li> <li>• 宮坂道夫著:医療倫理学の方法ー原則・手順・ナラティブ, 医学書院, 2005.</li> <li>• 森久恵, 宮本享:脳卒中の征圧をめざして 明日の脳卒中 7つの課題と展望 脳卒中診療と生命倫理ー重症脳卒中急性期診療の倫理的問題, Medicina, 46(11), 1863-1867, 2009.</li> <li>• 永野功:臨床倫理委員会と倫理コンサルテーション, 医療, 62(12), p.662-667, 2008.</li> <li>• 長尾式子, 三浦靖彦:緩和医療・終末期医療における倫理と法ー倫理委員会とコンサルテーション, 緩和医療学, 11(1), p. 40-45, 2009.</li> <li>• 長尾式子, 瀧本禎之, 赤林朗:生命倫理, 15(1), p.101-106, 2005.</li> <li>• 中澤純一, 石川進, 喜井茂雅, 小池富士子, 三瓶徹:ケアの現場における倫理の考え方, 認知症ケア事例ジャーナル, 1(3)p. 269-287, 2008.</li> <li>• 仁志田博司他著:出生をめぐるバイオエシックスー周産期の臨床にみる「母と子のいのち」, メジカルビュー社, 1999.</li> </ul>

分野	参考図書
慢性疾患看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サラ T. フライ メガン-ジェーン・ジョンストン 著 片田 範子・山本あい子 訳 :看護実践の倫理 第3版 倫理的意思決定のためのガイド, 日本看護協会出版会, 2010</li> <li>• 小西恵美子 編:看護倫理 よい看護・よい看護師への道しるべ 改訂第2版, 南江堂, 2014.</li> <li>• 日本看護協会監修:看護者の基本的責務一定義・概念/基本法/倫理, 日本看護協会出版会, 2006.</li> </ul>
急性・重症患者看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 厚生労働省終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン, 2007. <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11A.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11A.pdf</a></li> <li>• 厚生労働省終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編, 2007. <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11B.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11B.pdf</a></li> <li>• 江川幸二, 山勢博彰(編):看護のためのクリティカルケア場面の問題解決ガイド, 三輪書店, 2013.</li> <li>• 救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン～3 学会からの提言～ <a href="https://www.jsicm.org/pdf/1guidelines1410.pdf">https://www.jsicm.org/pdf/1guidelines1410.pdf</a></li> </ul>
感染症看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 赤林朗, 大林雅之編著:ケースブック医療倫理, 医学書院, 2002.</li> <li>• Dooley, D., McCarthy, J.:看護倫理 1, 坂川雅子訳, みすず書房, 2006.</li> <li>• Dooley, D., McCarthy, J.:看護倫理 2, 坂川雅子訳, みすず書房, 2006.</li> <li>• Dooley, D., McCarthy, J.:看護倫理 3, 坂川雅子訳, みすず書房, 2006.</li> <li>• 松田寿美純, 江口正克, 正木裕史編:ケースブッカー心理臨床の倫理と法, 知泉書館, 2009.</li> <li>• バーナード.ロウ:医療の倫理ジレンマ解決への手引きー患者の心を理解するために, 北野喜良, 中澤英之, 小宮良輔監訳, 西村書店, 2003.</li> <li>• 大曲貴夫, 操華子:感染管理・感染症看護テキスト, 照林社, 2015.</li> </ul>
放射線看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Anne J. Davis 他:看護倫理を教える・学ぶ 倫理教育の視点と方法, 日本看護協会出版会, 2008.</li> <li>• 木下富雄:リスク・コミュニケーションの思想と技術, ナカミシヤ出版, 2016</li> <li>• 江川幸二, 山勢博彰(編):看護のためのクリティカルケア場面の問題解決ガイド, 三輪書店, 2013.</li> <li>• 吉武久美子:看護者のための倫理的合意形成の考え方・進め方, 医学書院, 2017.</li> </ul>

## (参考資料)公益社団法人日本看護協会専門看護師規程及び細則

### 公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程

#### 第1章 総 則

- 第1条 公益社団法人日本看護協会専門看護師制度（以下「本制度」という。）は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的とする。
- 第2条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）は前条の目的を達成するため、この専門看護師規程（以下「規程」という。）により専門看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。
- (1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。  
(実践)
  - (2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。  
(相談)
  - (3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーションを行う。(調整)
  - (4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。(倫理調整)
  - (5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす。  
(教育)
  - (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。(研究)

#### 第2章 専門看護師制度委員会

- 第4条 本制度の運営にあたって、専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。
- 第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。
- 第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 第7条 制度委員会の構成及び運営については、専門看護師細則（以下「細則」という。）に定める。

### 第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する専門看護師と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける。

### 第4章 専門看護分野の特定

第9条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりと深さがあると制度委員会が認めたものをいう。

第10条 専門看護分野の特定の方法は、制度委員会が、同委員会に申請された分野について逐次審議し、理事会の決議を経て行うものとする。

### 第5章 専門看護師の認定

#### 第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師の認定に関する事項の審議は、専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第12条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の実施に関すること

第13条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第14条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第15条 認定委員会は、専門看護師を認定する業務を補佐する専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）を組織する。

(認定実行委員会)

第16条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し専門看護師の審査に関するすべての業務を行う。

第17条 認定実行委員会は、専門看護分野ごとに組織する。

2 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第18条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

#### 第2節 受験資格

第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 所定の教育を修了していること (以下の条件のいずれかを満たす者であること)

- イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。
  - ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者
  - ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者
- (3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること
- イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。
  - ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。

### 第3節 専門看護師の審査及び認定

第20条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第21条 審査は、各専門看護分野の認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第22条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第23条 認定委員会は、各専門看護分野の認定実行委員会の報告に基づき、専門看護師の認定を行う。

第24条 会長は、認定委員会が専門看護師として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、専門看護師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を専門看護師名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 専門看護師認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第29条の規定によって、専門看護師がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

## 第6章 専門看護師の認定の更新

第25条 本会は、専門看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第26条 専門看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第27条 専門看護師の認定更新を申請する者 (以下「認定更新申請者」という。) は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 申請時において、専門看護師であること

(3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

第28条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

#### 第7章 専門看護師の資格の喪失及び処分

第29条 専門看護師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、専門看護師の資格を喪失する。

- (1) 専門看護師の資格を辞退したとき
- (2) 専門看護師の認定の更新をしなかったとき
- (3) 第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第30条 専門看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が専門看護師の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

#### 第8章 専門看護師の再認定

第31条 第29条に基づく資格喪失後に再び専門看護師の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については第27条2号を適用しない。

#### 第9章 規程の変更及び見直し

第32条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第33条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

#### 第10章 補則

第34条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

#### 附則

- 1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正  
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正  
(第3条 倫理調整を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正  
(第19条を改正)  
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)



- 1 この規則は、平成19年4月20日改正  
(第19条を改正)  
(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正  
(第24条3項 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正  
(第12条 再認定を追加)  
(第19条を改正し、条文整理)  
(専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間を「1年以上」から「6か月以上」に変更)  
(第29条3号を追加)  
(第8章「専門看護師の再認定」第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年2月23日から施行する。  
(第19条第3号イ 専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間「6か月以上」を削除)
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。  
(第19条1号・3号、第27条1号、第29条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。  
(第30条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める)を追加  
(第32条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第24条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた専門看護師認定証については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第24条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された専門看護師認定証の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第26条の規定にかかわらず、前項に規定する専門看護師認定証の交付を受けた専門看護師は、2025年12月末日までに認定を更新しなければならない。

## 公益社団法人日本看護協会 専門看護師細則

### 第1章 総則

第1条 専門看護師規程（以下「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この専門看護師細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

### 第2章 専門看護師制度委員会

第2条 専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第5条に基づき、専門看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、専門看護分野の特定を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

### 第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法等は、常務理事会において決定する。

### 第4章 専門看護分野の特定

第7条 規程第10条の規定により、専門看護分野の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、すべて満たすと認めた分野で、理事会の決議を経て行うものとする。

- (1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。
- (2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

第8条 専門看護分野の特定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門看護分野特定申請書
- (2) 教育課程報告書（専門看護師の受験資格を満たしている者が受けた教育背景）
- (3) 専門看護師実績報告書（3名以上）

第9条 専門看護分野特定の申請は、毎年3月末までに、申請書類を提出する。

第10条 現在特定されている専門看護分野は次の分野である。

精神看護、がん看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、家族支援、在宅看護、遺伝看護、災害看護、放射線看護

- 2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、1項に示す分野名の順に下記のとおりとする。なお、資格名称の英語表記は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。

Psychiatric Mental Health Nursing, Cancer Nursing, Community Health Nursing, Gerontological Nursing, Child Health Nursing, Women's Health Nursing, Chronic Care Nursing, Critical Care Nursing, Infection Control Nursing, Family Health Nursing, Home Care Nursing, Genetics Nursing, Disaster Nursing, Radiological Nursing

## 第5章 専門看護師の認定

### 第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師認定委員会(以下「認定委員会」という。)は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定委員を兼務することができる。

- 2 認定委員の構成は、専門看護分野の専門家を含まなければならない。
- 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第12条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第13条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

第14条 専門看護師認定実行委員会(以下「認定実行委員会」という。)の委員の定数は、専門看護分野ごとに5名以上とする。

- 2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 各専門看護分野の認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第15条 各専門看護分野の認定実行委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第16条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

### 第2節 受験の申請

第17条 規程第19条の規定により、専門看護師認定審査を受験する者(以下「受験者」という。)は、次の各号に定める内容の専門看護分野の実務研修をしていなければならない。

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション

- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々とのコーディネーション
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における研究活動

第18条 受験者は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師免許証の写
- (4) 専門看護分野の所定の履修単位自己申告書
- (5) 教育機関が発行する履修単位証明書
- (6) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (7) 看護実績報告書

イ 直接的看護実践の事例分析の報告書

ロ コンサルテーションに関する報告書

ハ コーディネーションに関する報告書

ニ 倫理調整に関する報告書

ホ 教育的機能に関する報告書

へ 研究業績に関する報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

### 第3節 専門看護師の審査及び認定

第19条 認定実行委員会は、規程第21条の規定により専門看護師認定審査の受験者に対し、書類審査及び筆記試験を行う。

2 規程第19条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

3 日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程以外の修士課程修了者は、第1項に定める専門看護師認定審査の前に教育要件についての受験資格審査を受けることができる。その際の提出書類は細則第18条(1)から(5)とし、詳細は認定委員会が別に定める。

第20条 認定実行委員会は、最終的な審査結果及び出願書類を、認定委員会に提出し報告する。

第21条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。

第22条 専門看護師の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第23条 規程第21条の規定による専門看護師審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

#### 第6章 専門看護師の認定の更新

第24条 規程第26条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 研修実績及び研究業績等が合わせて100点以上であること

第25条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長の証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第26条 規程第26条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第27条 専門看護師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

#### 第7章 専門看護師の再認定

第28条 規程第31条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第24条の各号をすべて満たしていなければならない。

第29条 再認定申請者は、専門看護師再認定申請書とともに細則第25条の第2号から第4号に定める申請書類と理事会が定める審査料を本会に提出しなければならない。この場合、第4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読替えるものとする。

第30条 専門看護師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

#### 第8章 細則の変更

第31条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この細則は、平成8年11月15日改正  
(第10条「地域看護」を追加)
- 1 この細則は、平成12年2月4日改正
- 1 この細則は、平成13年7月13日改正  
(第10条「老人看護」を追加)
- 1 この細則は、平成13年11月16日改正  
(第10条「小児看護」を追加)
- 1 この細則は、平成14年7月12日改正  
(第10条「母性看護」を追加)
- 1 この細則は、平成15年5月20日改正  
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)
- 1 この細則は、平成15年7月18日改正  
(第10条「成人看護(慢性)」を追加)
- 1 この細則は、平成16年2月6日改正  
(第24条 倫理調整を追加、第26条 筆記試験を削除)
- 1 この細則は、平成16年7月16日改正  
(「第10条「クリティカルケア看護」を追加)
- 1 この細則は、平成17年2月4日改正  
(正式名の記載及び条文整理等の改正)
- 1 この細則は、平成18年7月14日改正  
(第10条「感染看護」を追加)
- 1 この細則は、平成19年4月20日改正  
(第17条及び第18条を改正)  
(実務経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この細則は、平成19年7月13日改正  
(第10条「成人看護(慢性)」を「慢性疾患看護」、「クリティカルケア看護」を「急性・重症患者看護」、「感染看護」を「感染症看護」に名称変更)  
(第2項に分野名の英文表記を追加)
- 1 この細則は、平成20年4月17日改正  
(第10条「家族支援」を追加)
- 1 この細則は、平成20年5月19日改正  
(第23条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この細則は、平成21年2月6日改正  
(第19条を改正)  
(「口頭試問」を「筆記試験」に変更、受験資格審査について追加し、条文整理)  
(第24条を改正 第2号と第3号を統合し条文整理)  
(第25条の第3号を削除し条文整理)  
(第7章 「専門看護師の再認定」を追加、第28条から第30条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成24年4月20日改正、平成24年5月9日から施行する。  
(第10条 「在宅看護」を追加)

- 1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。  
(第18条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)
- 1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。  
(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)  
(第4条、12条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、  
2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)  
(第18条「専門看護分野における看護実践能力に関する推薦書」を削除)  
(第31条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)
- 1 この細則は、平成28年11月24日から施行する。  
(第10条 「遺伝看護」「災害看護」を追加)
- 1 この細則は、2022年2月24日に改正し、同日から施行する。  
(第10条 「放射線看護」を追加)

第 33 回 専門看護師(CNS)認定審査  
『認定の手引き』

(禁無断複製)